

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	27 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	21 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	22 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	11 件

関東（埼玉）国民年金 事案 5309

第1 委員会の結論

申立人は、昭和48年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年10月から同年12月まで

申立期間について、私は昭和48年4月にA職の修行のためB県C市内のD事業所に就職し、同年*月に20歳になったので、国民年金の加入手続を行った。私の家はD業を営んでおり、両親から「うちは自営業だから国民年金だけはしっかり掛けておきなさい。」と言われていたので、国民年金保険料を忘れることなく納付してきた。20歳から60歳までの40年間のうち、3か月だけ納付していないというのは考えられない。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和48年12月頃にC市で払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は現年度納付により保険料を納付できる期間である。

また、申立人は、申立期間を除く477か月の国民年金保険料を納付しているが、そのうち210か月は前納にて納付済みとなっており、国民年金保険料の納付意識が高かったと考えられる。

さらに、申立人の父母も、昭和36年4月の国民年金制度開始時期からそれぞれ満60歳まで未納期間無く保険料を納付しており、申立人の申述には信憑性がうかがえる。

加えて、申立人が3か月と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

関東（埼玉）国民年金 事案 5316

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 51 年 1 月に会社を退職した後、国民年金の加入手続を A 区役所で行い、国民年金保険料も同区役所で納付したはずであり、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、昭和 51 年 1 月に会社を退職した後、国民年金の加入手続を A 区役所で行い、申立期間の国民年金保険料も同区役所で納付したはずである。」と申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、51 年 4 月頃に払い出されたと推認され、その時点において、申立期間の保険料は現年度納付が可能である。

また、申立期間は 3 か月と短期間である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年7月から41年3月まで
② 昭和59年4月から60年3月まで

私は、20歳になった頃、母に勧められて国民年金に加入した。昭和61年6月頃までは母と共にA店を営んでおり、国民年金保険料は、母がB自治協力会の集金人に母と私の分を一緒に納付していたが、自分が納付したこともある。

申立期間①及び②の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人は、その母又は申立人がB自治協力会の集金人に国民年金保険料を納付していたと申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和43年3月頃に払い出されたと推認され、申立人は申立期間②を除き、41年4月から平成元年11月に厚生年金保険に加入するまでの保険料を全て納付している。

また、申立期間②は12か月と短期間である上、申立人が申立期間②の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 申立期間①については、申立人は、20歳になった頃に母に勧められて国民年金に加入したと申述しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、上記のとおり、昭和43年3月頃に払い出されたと推認され、20歳になった頃に国民年金に加入したとする申立人の申述と相違する。

また、当該記号番号の払出時点において、申立期間①のうち、昭和

40年7月から同年12月までは時効により保険料を納付できない期間であり、41年1月から同年3月までは遡って保険料を納付できる期間であるが、申立人は遡って保険料を納付した覚えは無いとしている上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、国民年金被保険者台帳（旧台帳）によると、申立期間①直後の昭和41年4月から42年3月までの国民年金保険料は、43年7月25日に納付された記録となっており、その時点では、申立期間①は時効により保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月から60年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から48年3月までの期間、58年7月から59年3月までの期間及び59年7月から60年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和47年4月から48年3月まで
② 昭和58年7月から59年3月まで
③ 昭和59年7月から60年3月まで

私は、20歳になった頃、A区役所の職員に勧められて国民年金に加入した。申立期間①当時、私はB職として生計を立てており、国民年金保険料はC郵便局で納付していたはずである。

申立期間②及び③については、妻が夫婦二人分の保険料を一緒に納付したはずであり、妻は年金記録の訂正が認められたので私も申立てをする。

申立期間①、②及び③の国民年金の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A区役所の職員に勧められて国民年金に加入し、国民年金保険料はC郵便局で納付していたと申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和46年9月頃に払い出されたと推認され、このことからすると、申立期間①の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、申立期間①前後の期間は納付済みであるほか、申立人が申立期間①の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

申立期間②及び③については、申立人は、その妻が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと申述しているところ、オンライン記録によると、申立期間②と申立期間③の間の期間である昭和59年4月から同

年6月までの期間及び申立期間③の後の期間である60年4月から平成20年8月までの期間の保険料が夫婦一緒に納付されたことが確認できる。

また、申立人が申立期間②及び③の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

関東（長野）国民年金 事案 5319

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年1月及び同年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年4月から平成元年1月まで
② 平成元年4月

申立期間①及び②については、時期は不明だが、A市役所から国民年金の納付書が送られてきた記憶がある。国民年金保険料は、まとめてか又はばらばらに納付したかはっきりと覚えていないが、送られてきた納付書については、私が銀行の窓口で全て納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、平成元年1月については、申立人は、A市役所から国民年金の納付書が送られてきた記憶があり、送られてきた納付書については、申立人自身が銀行の窓口で全て納付していたと申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、3年4月頃に払い出されたと推認され、その時点では、当該期間の国民年金保険料を過年度納付することが可能である。

また、オンライン記録によると、申立人は、平成元年1月直後の同年2月及び同年3月の国民年金保険料を3年4月18日に過年度納付していることが確認できることから、当該期間についても過年度納付した可能性を否定できない。

2 申立期間②については、上記のとおり、申立人は、送られてきた納付書については、申立人自身が銀行の窓口で全て納付していたと申述して

いるところ、オンライン記録によると、申立人に平成3年5月8日に過年度納付書が作成されており、当該過年度納付書作成時点では、当該期間は遡って保険料を納付することが可能な期間である上、1か月と短期間である当該期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

- 3 一方、申立期間①のうち、昭和61年4月から63年12月までの期間については、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関する記憶が明確でなく、これらの状況が不明である上、申立人の国民年金手帳記号番号は、上記のとおり、平成3年4月頃に払い出されたと推認され、その時点では、当該期間は、時効により保険料を納付できない期間である。

また、申立人には平成3年4月頃に払い出された国民年金手帳記号番号*のほか、昭和51年10月頃、国民年金手帳記号番号*が払い出されているものの、A市の国民年金被保険者名簿によると、*は、申立人が54年3月5日に厚生年金保険の第4種被保険者資格を取得したことにより取り消されており、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に上記2つの手帳記号番号とは別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年1月及び同年4月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月までの期間及び同年 7 月から 60 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月まで
② 昭和 59 年 7 月から 60 年 3 月まで

申立期間①及び②について、母親が私の国民年金の加入手続きを行い、家族 3 人分の国民年金保険料を未納が無いように納付していたと母親から聞いている。国民年金保険料と一緒に納付していた両親は申立期間が納付済みとなっているので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、「母親が私の国民年金の加入手続きを行い、家族 3 人分の国民年金保険料を未納が無いように納付していた。」と申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 59 年 12 月頃に払い出されたと推認され、当該払出時点では、申立期間①の保険料は過年度納付することが可能であり、申立期間②の保険料は現年度納付することが可能である上、申立期間①直前の 58 年 1 月から同年 3 月までの期間及び申立期間②直前の 59 年 4 月から同年 6 月までの期間の保険料は納付済みであることから、その母が当該両期間の保険料を納付したと推認され、申立期間①及び②の保険料についても納付した可能性を否定できない。

また、家族 3 人分の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母は、昭和 36 年 4 月から 60 歳までの国民年金加入期間に未納は無く、納付意識は高かったと考えられ、申立人の父も国民年金加入期間に未納が無い上、申立人は申立期間以外に保険料の未納期間は無く、12 か月及び 9 か月と短期間である申立期間①及び②の保険料を納付できなかった特段の事情は

見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA法人に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が平成15年4月1日、資格喪失日が16年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月31日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間にならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同法人における資格喪失日を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年3月31日から同年4月1日まで

平成15年4月1日から16年3月31日までB法人が運営するA事業所に勤務したが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間について、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA法人に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が平成15年4月1日、資格喪失日が16年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月31日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間にならない期間と記録されている。

しかしながら、申立人の雇用保険の被保険者記録、事業主から提出された申立人に係る労働者名簿及び賃金台帳等から、申立人は、A法人に平成15年4月1日から16年3月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生

年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の平成16年3月分の賃金台帳において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は保険料を納付したとしているが、事業主が社会保険事務所（当時）に当初提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届には、申立人の資格喪失日が平成16年3月31日と記入されていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人の同年3月に係る保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（新潟）厚生年金 事案 8124

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成21年4月1日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を62万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年3月31日から同年4月1日まで

B社に平成5年2月11日に入社し、出向先のA社に16年4月1日から21年3月31日まで勤務したが、同社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日が21年3月31日とされ、被保険者期間に1か月間の空白が生じている。

申立期間について、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に関する人事記録及び辞令、申立人が所持する給与支給明細書並びに同僚の供述により、申立人がA社及びB社に継続して勤務し（平成21年4月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、上記の給与支給明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、62万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、申立人に関する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届の資格喪失日を平成21年3月31日と届け出たとしていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人の同年3月に係る保

険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8125

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和39年3月9日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年2月26日から同年3月9日まで

A社に勤務した期間のうち、同社から同社B出張所に異動した時の厚生年金保険の記録は、同社における資格喪失日が昭和39年2月26日、同社B出張所の資格取得日が同年3月9日になっており、被保険者期間に1か月間の空白が生じている。

申立期間について、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、昭和36年3月1日から53年4月20日までA社に継続して勤務していたものと認められる。

また、A社の元経理担当者は「申立人が昭和36年に当社に入社後、当社B出張所に異動となったが、給与や社会保険の事務は引き続き本社で行っていた。申立期間当時、申立人について被保険者資格を喪失させた覚えは無いので、給与から厚生年金保険料を控除していたと思う。」と供述している上、同社が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料のみを控除しなかったとは考え難い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A社B出張所が社会保険の適用事業所となった昭和39年3月9日の前日である同年3月8日までA社の被保険者であったと推認され、

申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者原票の昭和39年1月の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8126

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和51年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年10月31日から同年11月1日まで
年金事務所からのお知らせにより、A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る年金記録が欠落していることに気が付いた。申立期間について、継続して勤務していたので厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る人事記録並びに同社及び同社B工場の回答から判断すると、申立人は、同社B工場に継続して勤務し（厚生年金保険の適用上は、同社B工場から同社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社B工場は、「当時、当社B工場の従業員の厚生年金保険の適用について、本社において適用するように変更の手続を順次行っていた。申立人の当社B工場における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は昭和51年11月1日である。」と回答していることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者原票の昭和51年10月の定時決定の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務

を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 51 年 11 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 10 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人の同年 10 月に係る保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 24 日

A社に勤務していた期間のうち申立期間に係る標準賞与額の記録が無い。賞与の明細書では厚生年金保険料が控除されているので、申立期間の標準賞与額として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した申立期間に係る賞与明細書により、申立人はA社から賞与の支払を受け、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記明細書の厚生年金保険料控除額から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該賞与に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答は無く不明であり、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、賞与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8130

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 3 月 28 日から同年 6 月 20 日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格取得日に係る記録を同年 3 月 28 日、資格喪失日に係る記録を同年 6 月 21 日とし、申立期間の標準報酬月額を 17 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 3 月 28 日から同年 6 月末まで

私は、昭和 58 年 3 月 28 日から同年 6 月末まで、A 社に勤務し、厚生年金保険に加入していたが、当該期間の被保険者記録が無い。

厚生年金保険料を控除されていた給与明細書を提出するので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 58 年 3 月 28 日から同年 6 月 20 日までの期間について、申立人が提出した A 社の給与明細書により、申立人が同社において勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、昭和 58 年 3 月から同年 5 月までの標準報酬月額については、上記給与明細書における厚生年金保険料控除額から、17 万円とする

ことが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間の事業所別被保険者名簿における健康保険の番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考え難い上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間のうち、昭和 58 年 3 月 28 日から同年 6 月 20 日までの期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 58 年 6 月 21 日から同月末日までの期間について、A 社の事業主は、現存する資料に申立人の記録が無いとしていることから、申立人の同社における勤務実態及び給与からの保険料控除の状況について確認できない。

このほか、当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（長野）厚生年金 事案8131

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準賞与額の記録を、30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年 8 月 4 日
平成18年 8 月 4 日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与の記録が漏れているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された、A社発行の賞与明細書及び同社から提出された賞与集計表により、申立人は、同社から申立期間に係る賞与の支払を受け、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出漏れがあったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8133

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②から④までの厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間②は16万1,000円、申立期間③は15万2,000円、申立期間④は14万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 12 月 10 日
② 平成 20 年 4 月 10 日
③ 平成 20 年 8 月 10 日
④ 平成 20 年 12 月 10 日

A社にB職として勤務していた期間に支給された賞与のうち、申立期間①から④までの賞与の記録が無い。同社は、毎月の売上の10%を賞与として4か月ごとに支給しており、賞与からの保険料控除もあったので、当該賞与が厚生年金保険の記録に反映されるよう、標準賞与の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間①から④までの賞与支給明細書及びA社が加入していたC厚生年金基金から提出された、申立人に係る「異動記録マスタ+賞与異動記録マスタ一覧」により、申立期間①から④までにおいて、同社から申立人に賞与が支給されていたことが確認できるところ、当該期間のうち②から④までについては、上記賞与支給明細書により厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②から④までに係る標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主

が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額で認定することとなる。

したがって、申立期間②から④までの標準賞与額については、申立人から提出された賞与支給明細書及び上記の「異動記録マスタ+賞与異動記録マスタ一覧」を基に算出した賞与額又は保険料控除額から、申立期間②は16万1,000円、申立期間③は15万2,000円、申立期間④は14万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間②から④までにおいて、申立人と同様にA社から賞与を受けていたとする複数の同僚も、その所持する賞与支給明細書により当該期間の厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、オンライン記録には当該期間に係る標準賞与額の記録が無いことから、事業主は、当該期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、上記の当該期間に係る賞与支給明細書の厚生年金保険料控除欄に「0」と記載されていることから、当該期間に係る厚生年金保険料は事業主により賞与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた事実を確認できる資料は無く、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑪までの厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は41万4,000円、申立期間②は33万2,000円、申立期間③は32万8,000円、申立期間④は33万6,000円、申立期間⑤は31万5,000円、申立期間⑥は32万7,000円、申立期間⑦は35万9,000円、申立期間⑧は30万7,000円、申立期間⑨は29万2,000円、申立期間⑩は28万2,000円、申立期間⑪は30万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年4月10日
② 平成17年8月10日
③ 平成17年12月10日
④ 平成18年4月10日
⑤ 平成18年8月10日
⑥ 平成18年12月10日
⑦ 平成19年4月10日
⑧ 平成19年8月10日
⑨ 平成19年12月10日
⑩ 平成20年4月10日
⑪ 平成20年8月10日

A社にB職として勤務していた期間に支給された賞与のうち、申立期間①から⑪までの賞与の記録が無い。同社は、毎月の売上の10%を賞与として4か月ごとに支給しており、賞与からの保険料控除もあったので、当該賞与が厚生年金保険の記録に反映されるよう、標準賞与の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が加入していたC厚生年金基金から提出された、申立人に係る「異動記録マスタ+賞与異動記録マスタ一覧」により、申立期間①から⑪までにおいて、同社から申立人に賞与が支給されていたことが確認できる。

また、D市役所E課から提出された申立人に係る平成18年度から21年度までの「資料及び意見の提出の求めについて（回答）」に記載された社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく各年度の1月から12月までの給与から控除される社会保険料の合計額より多いことが確認できる。

さらに、申立人と同様に申立期間①から⑪までに係る賞与の記録が欠落している複数の同僚が所持している賞与支給明細書により、当該期間において厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①から⑪までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から⑪までの標準賞与額については、上記の「異動記録マスタ+賞与異動記録マスタ一覧」及び同僚の賞与支給明細書を基に算出した賞与額又は保険料控除額から、申立期間①は41万4,000円、申立期間②は33万2,000円、申立期間③は32万8,000円、申立期間④は33万6,000円、申立期間⑤は31万5,000円、申立期間⑥は32万7,000円、申立期間⑦は35万9,000円、申立期間⑧は30万7,000円、申立期間⑨は29万2,000円、申立期間⑩は28万2,000円、申立期間⑪は30万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間①から⑪までにおいて、申立人と同様にA社から賞与を受けていたとする複数の同僚も、その所持する賞与支給明細書により当該期間の厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、オンライン記録には当該期間に係る標準賞与額の記録が無いことから、事業主は、当該期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑫までの厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は21万7,000円、申立期間②は29万8,000円、申立期間③は22万5,000円、申立期間④は22万円、申立期間⑤は23万6,000円、申立期間⑥は22万円、申立期間⑦は23万2,000円、申立期間⑧は23万3,000円、申立期間⑨は21万円、申立期間⑩は23万8,000円、申立期間⑪は23万6,000円、申立期間⑫は22万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 4 月 10 日
② 平成 17 年 8 月 10 日
③ 平成 17 年 12 月 10 日
④ 平成 18 年 4 月 10 日
⑤ 平成 18 年 8 月 10 日
⑥ 平成 18 年 12 月 10 日
⑦ 平成 19 年 4 月 10 日
⑧ 平成 19 年 8 月 10 日
⑨ 平成 19 年 12 月 10 日
⑩ 平成 20 年 4 月 10 日
⑪ 平成 20 年 8 月 10 日
⑫ 平成 20 年 12 月 10 日

A社にB職として勤務していた期間に支給された賞与のうち、申立期間①から⑫までの賞与の記録が無い。同社は、毎月の売上の10%を賞与として4か月ごとに支給しており、賞与からの保険料控除もあったので、当該賞与が厚生年金保険の記録に反映されるよう、標準賞与の記

録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が加入していたC厚生年金基金から提出された、申立人に係る「異動記録マスタ+賞与異動記録マスタ一覧」により、申立期間①から⑫までにおいて、同社から申立人に賞与が支給されていたことが確認できる。

また、D市役所E課から提出された申立人に係る平成18年度分市民税・県民税申告書及び平成18年分から20年分までの確定申告書に記載された社会保険料控除金額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく各年度又は各年の1月から12月までの給与から控除される社会保険料の合計額より多いことが確認できる。

さらに、申立人と同様に申立期間①から⑫までに係る賞与の記録が欠落している複数の同僚が所持している賞与支給明細書により、当該期間において厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①から⑫までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から⑫までの標準賞与額については、上記の「異動記録マスタ+賞与異動記録マスタ一覧」及び同僚の賞与支給明細書を基に算出した賞与額又は保険料控除額から、申立期間①は21万7,000円、申立期間②は29万8,000円、申立期間③は22万5,000円、申立期間④は22万円、申立期間⑤は23万6,000円、申立期間⑥は22万円、申立期間⑦は23万2,000円、申立期間⑧は23万3,000円、申立期間⑨は21万円、申立期間⑩は23万8,000円、申立期間⑪は23万6,000円、申立期間⑫は22万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間①から⑫までにおいて、申立人と同様にA社から賞与を受けていたとする複数の同僚も、その所持する賞与支給明細書により当該期間の厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、オンライン記録には当該期間に係る標準賞与額の記録が無いことから、事業主は、当該期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑫までの厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は24万円、申立期間②は27万3,000円、申立期間③は26万3,000円、申立期間④は27万5,000円、申立期間⑤は28万9,000円、申立期間⑥は16万4,000円、申立期間⑦は25万9,000円、申立期間⑧は25万6,000円、申立期間⑨は24万2,000円、申立期間⑩は23万8,000円、申立期間⑪は27万8,000円、申立期間⑫は24万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 4 月 10 日
② 平成 17 年 8 月 10 日
③ 平成 17 年 12 月 10 日
④ 平成 18 年 4 月 10 日
⑤ 平成 18 年 8 月 10 日
⑥ 平成 18 年 12 月 10 日
⑦ 平成 19 年 4 月 10 日
⑧ 平成 19 年 8 月 10 日
⑨ 平成 19 年 12 月 10 日
⑩ 平成 20 年 4 月 10 日
⑪ 平成 20 年 8 月 10 日
⑫ 平成 20 年 12 月 10 日

A社にB職として勤務していた期間に支給された賞与のうち、申立期間①から⑫までの賞与の記録が無い。同社は、毎月の売上の10%を賞与として4か月ごとに支給しており、賞与からの保険料控除もあったので、当該賞与が厚生年金保険の記録に反映されるよう、標準賞与の記

録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が加入していたC厚生年金基金から提出された、申立人に係る「異動記録マスタ+賞与異動記録マスタ一覧」により、申立期間①から⑫までにおいて、同社から申立人に賞与が支給されていたことが確認できる。

また、D市役所E課から提出された申立人に係る平成17年から20年までの「給与支払報告書」に記載された社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく各年の1月から12月までの給与から控除される社会保険料の合計額より多いことが確認できる。

さらに、申立人と同様に申立期間①から⑫までに係る賞与の記録が欠落している複数の同僚が所持している賞与支給明細書により、当該期間において厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①から⑫までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から⑫までの標準賞与額については、上記の「異動記録マスタ+賞与異動記録マスタ一覧」及び同僚の賞与支給明細書を基に算出した賞与額又は保険料控除額から、申立期間①は24万円、申立期間②は27万3,000円、申立期間③は26万3,000円、申立期間④は27万5,000円、申立期間⑤は28万9,000円、申立期間⑥は16万4,000円、申立期間⑦は25万9,000円、申立期間⑧は25万6,000円、申立期間⑨は24万2,000円、申立期間⑩は23万8,000円、申立期間⑪は27万8,000円、申立期間⑫は24万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間①から⑫までにおいて、申立人と同様にA社から賞与を受けていたとする複数の同僚も、その所持する賞与支給明細書により当該期間の厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、オンライン記録には当該期間に係る標準賞与額の記録が無いことから、事業主は、当該期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑫までの厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は25万4,000円、申立期間②は28万4,000円、申立期間③は20万2,000円、申立期間④は27万円、申立期間⑤は26万3,000円、申立期間⑥は21万6,000円、申立期間⑦は20万8,000円、申立期間⑧は29万円、申立期間⑨は13万1,000円、申立期間⑩は14万3,000円、申立期間⑪は17万7,000円、申立期間⑫は33万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 4 月 10 日
② 平成 17 年 8 月 10 日
③ 平成 17 年 12 月 10 日
④ 平成 18 年 4 月 10 日
⑤ 平成 18 年 8 月 10 日
⑥ 平成 18 年 12 月 10 日
⑦ 平成 19 年 4 月 10 日
⑧ 平成 19 年 8 月 10 日
⑨ 平成 19 年 12 月 10 日
⑩ 平成 20 年 4 月 10 日
⑪ 平成 20 年 8 月 10 日
⑫ 平成 20 年 12 月 10 日

A社に勤務していた期間に支給された賞与のうち、申立期間①から⑫までの賞与の記録が無い。当時はB職として勤務しており、賞与からの保険料控除もあったと思うので、当該賞与が厚生年金保険の記録に反映されるよう、標準賞与の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が加入していたC厚生年金基金から提出された、申立人に係る「異動記録マスタ+賞与異動記録マスタ一覧」により、申立期間①から⑫までにおいて、同社から申立人に賞与が支給されていたことが確認できる。

また、D区役所E課から提出された申立人に係る平成19年度から21年度までの「住民税の賦課資料について（回答）」に記載された社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく各年度の1月から12月までの給与から控除される社会保険料の合計額より多いことが確認できる。

さらに、申立人と同様に申立期間①から⑫までに係る賞与の記録が欠落している複数の同僚が所持している賞与支給明細書により、当該期間において厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①から⑫までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から⑫までの標準賞与額については、上記の「異動記録マスタ+賞与異動記録マスタ一覧」及び同僚の賞与支給明細書を基に算出した賞与額又は保険料控除額から、申立期間①は25万4,000円、申立期間②は28万4,000円、申立期間③は20万2,000円、申立期間④は27万円、申立期間⑤は26万3,000円、申立期間⑥は21万6,000円、申立期間⑦は20万8,000円、申立期間⑧は29万円、申立期間⑨は13万1,000円、申立期間⑩は14万3,000円、申立期間⑪は17万7,000円、申立期間⑫は33万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間①から⑫までにおいて、申立人と同様にA社から賞与を受けていたとする複数の同僚も、その所持する賞与支給明細書により当該期間の厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、オンライン記録には当該期間に係る標準賞与額の記録が無いことから、事業主は、当該期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和34年6月1日、資格喪失日に係る記録を35年6月1日とし、申立期間の標準報酬月額については、34年6月から同年9月までの期間は1万6,000円、同年10月から35年3月までの期間は1万8,000円、同年4月は1万4,000円、同年5月は2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年6月1日から35年6月1日まで
B社からA社へ転勤し、C職として申立期間もA社で勤務していた。
しかし、厚生労働省の記録によれば、A社における自分の厚生年金保険の被保険者記録が無い。
納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D社の社会保険事務を担当しているE社から提出された申立人に係る人事台帳、雇用保険の加入記録、同僚の供述及び申立人が提出した申立期間に係る給与明細から判断すると、申立人がA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の給与明細における保険料控除額から、昭和34年6月から同年9月までの期間は1万6,000円、同年10月から35年3月までの期間は1万8,000円、同年4月は1万4,000円、同年5月は2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料等が無いため不明としているが、申立期間に係るA社

の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和34年6月から35年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8141（埼玉厚生年金事案 517 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月 1 日から 46 年 12 月 26 日まで

A社における厚生年金保険被保険者期間は脱退手当金として支給された記録となっているが、受け取った記憶が無いので、第三者委員会に申立てを行ったところ、脱退手当金を受給していないと認めることはできないとの判断だった。

今回、新たに、当時、実家宛てに送付され、親が私の嫁ぎ先に届けてくれた厚生年金基金連合会からの通知を提出するが、実家の家族は年金に対する意識は高かったので、仮に脱退手当金の通知が実家宛てに送付されていれば、当該通知と同様に親が実家から嫁ぎ先に届けてくれたはずである。

また、私の姉も私と同様に、会社を辞めて間もなく国民年金に加入し、脱退手当金も請求していない。再度、この様な関係者に話を聞くなどの調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の被保険者名簿に脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和47年2月18日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえないことから、既に年金記録確認埼玉地方第三者委員会（当時）の決定に基づく平成21年1月19日付けの年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料として、脱退手当金支給決定日の約3か月

後に申立人の実家宛てに送付された厚生年金基金連合会からのA社における厚生年金基金に係る通知を提出し、「実家の家族は年金に対する意識は高かったので、仮に脱退手当金の通知が実家宛てに送付されていれば、当該通知と同様に、親が実家から嫁ぎ先に届けてくれたはずである。」と主張している。そこで、今回、新たに聴取が得られた申立人の姉は、「当時、家族と年金が大切だという話をしていた。自分が会社を辞めた時に周囲には一時金を受け取る人もいたようだが、自分は受給していない。」、「妹から一時金を請求するという話を聞いたことがない。妹が一時金をもらうということであれば、やめるように言ったと思う。」としているところ、申立人の両親は、いずれも国民年金制度発足時から国民年金に加入し、60歳まで保険料を全て納付しているほか、申立人の姉は厚生年金保険の被保険者資格を喪失した約1か月後には国民年金に加入し、60歳まで保険料を全て納付している上、脱退手当金の支給記録は無いことから、申立人の姉の供述は信憑性が高いと考えられ、当該申立人の主張は基本的に信用できる。

また、事業所における代理請求については、事業主からは代理請求を行っていない旨の回答が得られているとともに、今回新たに当時の社会保険事務担当者は、「当時、A社は脱退手当金の代理請求はしていない。」と回答している上、A社に係る被保険者名簿で確認できる申立人の前後に記載された100人のうち、申立人の資格喪失日前後2年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす女性14人中、申立人以外に脱退手当金の支給記録がある者は二人のみであり、同社に係る脱退手当金の支給記録がある同僚からの代理請求を行っていなかった旨の回答を踏まえると、申立期間当時、事業主による代理請求があったとは考え難い。

さらに、申立期間に係る脱退手当金として支給されたとする額は法定支給額と相違しており、その原因は不明である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和60年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C工場における資格取得日に係る記録を昭和60年5月1日、資格喪失日に係る記録を61年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年3月31日から同年4月1日まで
② 昭和60年5月1日から61年5月1日まで

私は、昭和60年3月末まで正社員としてA社B工場に勤務し、その後、同社C工場では、臨時社員として結婚する61年5月頃まで勤務していた。

A社B工場及び同社C工場では、仕事内容や勤務時間などは同じであったので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社の回答、同社から提供された従業員台帳、退職辞令及び雇用保険の記録により、申立人は申立期間において同社B工場に勤務していたことが認められる。

また、A社は、「申立人は、昭和60年3月31日まで当社の正社員として勤務していた。正社員については、給与から厚生年金保険を控除していた。当時社会保険の届出は各工場で行っていたため、申立人の資格喪失日を同年4月1日で届け出るところ、誤って届け出た可能性がある。」と回答している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社B工場に係る昭和60年2月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人のA社B工場における資格喪失日を誤って昭和60年3月31日で届け出たとしていることから、同社B工場は同日を申立人の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年3月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、A社から提供された人員配置表及び当該期間当時、同社C工場に勤務していた複数の同僚の証言から、申立人は同社C工場に勤務していたことが認められる。

また、A社から提供された申立期間②及び当該期間前後における人員配置表によると、臨時社員が申立人を含め8人の名前が確認できることから、申立人を除き、7人全てが厚生年金保険の被保険者となっていることがオンライン記録により確認できることから、A社C工場では、臨時社員も厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

さらに、上記7人のうちの1人で、人員配置表において申立人と同じ業務を行っていたことが確認できる臨時社員は、「勤務していた期間は全て厚生年金保険に加入していた。」と供述している。

加えて、申立人は、オンライン記録により、婚姻後の昭和61年11月21日から62年9月21日までの期間、A社C工場において厚生年金保険の被保険者であることが確認できるが、当該期間も人員配置表により、申立期間②と同じく臨時社員として在籍していたことが確認できる。

また、A社は、「申立人は臨時社員でも厚生年金保険に加入しなければならない社員である。原因は不明だが、届出漏れがあったかも知れな

い。しかし、保険料は、ほかの臨時社員と同じく給与から控除していたと思う。」と回答している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、当該期間の人員配置表により臨時社員として名前が確認でき、当該期間中に厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚のオンライン記録及び申立人の後任のオンライン記録により、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、被保険者資格の取得及び喪失に係る届出を行っていないと思うとしている上、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後に被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から被保険者資格の取得及び喪失に係る届出が行われていないと認められる。その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和60年5月から61年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8145

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和62年3月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年3月16日から同年4月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の記録が無い。申立期間も変わらずにA社C支店で勤務していたので、調査して記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社Dセンターから提出された人事記録及び昭和62年4月の個人別賃金台帳兼源泉徴収簿から、申立人が申立期間に、A社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間におけるA社に係る資格取得日は、上記人事記録の異動日が昭和62年3月16日であることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る昭和62年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は保険料を納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとい判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 8 月
② 平成 17 年 12 月 16 日

年金記録を確認したところ、A社において、申立期間に支給された賞与の記録が無かった。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、A社から提出された申立人に係る賃金台帳及び給与明細書（賞与）から、申立人は3万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①について、A社から提出された申立人に係る賃金台帳から、当該期間の賞与の支給は確認できない。

また、B銀行C支店から提出された「預金取引明細表」から、申立期間①の賞与の振込みは確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた事実を確認できる賞与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8148

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和41年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額記録を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月1日から42年1月1日まで

私は、A社に昭和41年11月1日から43年1月24日まで勤務していたが、年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、同僚の供述及び同僚が保管していた申立期間に係る給料支払明細書により、申立人は、申立期間においてA社に勤務し（昭和41年11月1日にC社からA社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和42年1月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、2万円とすることが妥当である。

一方、A社は昭和42年1月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できないが、登記簿謄本及び複数の同僚の供述により、申立期間当時から法人事業所であり、5人以上の従業員が常時勤務していたことが確認できることから、申立期間についても、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間はA社が適用事業所となるよりも前の期間

であることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、当該期間の資格喪失日（昭和41年3月31日）及び資格取得日（同年7月1日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格取得日を昭和44年4月30日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年3月31日から同年7月1日まで
② 昭和44年4月30日から同年5月1日まで

昭和37年3月に中学を卒業し、同年3月からB区C地区にあったA社に入社し、平成5年7月に退職するまで継続して勤務していた。D県に新工場ができることとなり、社員の採用まで全て任されていたので、工場長として昭和41年の春に転勤となった。その後、新工場での担当事業が終了し、別会社に引き継ぐこととなり、A社E工場の閉鎖とともに本社に戻った。空白期間はこの時期と重なるが、一度も辞めたことがないのに厚生年金保険に空白期間があることに納得できない。正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿

(以下「被保険者名簿」という。)の記録では、申立人は同社において昭和41年3月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、同年7月1日に再度被保険者資格を取得しており、同年3月31日から同年7月1日までの期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、申立人は同種の業務に従事していた4人の同僚を記憶しているところ、3人について、事業所の被保険者名簿により、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が継続していることが確認できる。

また、複数の同僚は、「申立人は、昭和41年の春にA社E工場に転勤したが、申立期間も継続して勤務していた。自分が勤務していた間、一度も退職したことはなかった。」と供述しており、社会保険事務を担当していた同僚は、「保険料も控除されていたと思う。」と回答している。

さらに、A社E工場の被保険者名簿及びオンライン記録により同事業所が適用事業所となった昭和41年8月1日に被保険者資格を取得した同僚は二人いるところ、そのうちの一人で同年6月から勤務していたと供述している事務担当の同僚は、「知人の紹介でA社E工場に入社した。同年5月に申立人に面接を受けて採用されたが、その時既にE工場は稼働していた。申立人は、自分が勤務していた間、一度も退職したことはなかった。」と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における申立期間前後の被保険者名簿の記録から、2万2,000円とすることが必要である。

なお、申立期間①の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和41年3月から同年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、A社の社会保険担当者及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し(同社E工場から同

社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、複数の同僚が「申立人は、E工場の閉鎖とともに本社に戻ってきた。」と供述していることから、A社E工場が適用事業所でなくなった昭和44年4月30日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年5月の被保険者名簿の記録から、4万5,000円とすることが必要である。

なお、申立期間②の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格取得日を昭和44年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（栃木）厚生年金 事案 8150

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和43年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年9月30日から同年10月1日まで
A社に継続して勤務したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録に空白がある。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の長男が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の証言から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（同社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、同僚が、「A社の人事異動は常に月初めであった。」と証言している上、同社C支店において申立人と同じ昭和43年10月1日に被保険者資格を取得した同僚の一人が、同社本社において同日に資格喪失していることから、申立人に係る同社B支店における資格喪失日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和43年8月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かに

については、事業主が資格喪失日を昭和43年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 9 月 1 日から 10 年 5 月 1 日まで
申立期間について、41万円の標準報酬月額が20万円となっている。
預金口座には、A社から32万7,413円入金となっているので保険料は支払っていたはずであるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額を申立人が主張する41万円と記録していたところ、A社が適用事業所に該当しなくなった日（平成10年5月6日）の後の同年5月21日付けで、8年9月1日に遡って標準報酬月額を20万円に減額訂正処理されていることが確認できる上、同様の遡及訂正処理が事業主を含めて複数の被保険者について行われていることが確認できる。

また、申立人の預金取引履歴明細表から判断すると、申立人は、41万円の標準報酬月額に相当する保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

さらに、商業登記簿謄本により、申立人は、当該事業所の役員であったことが確認できるところ、当時の社会保険事務担当者は、申立人は、当該事業所B工場の工場長として勤務しており、社会保険の事務に関しては役員としての権限は無かった旨供述している。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由はなく、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、41万円と訂正することが必要と認められる。

関東（埼玉）国民年金 事案 5308

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月まで

私は、昭和 55 年 4 月頃に、A 市の B 出張所において自身で国民年金の加入手続を行った。その際、当該出張所職員から過去の未納分の国民年金保険料も納付できることを教えてもらったので、以降、同出張所において現年度分の保険料とともに、未納だった申立期間に係る保険料も毎月納付した。申立期間について、保険料が未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 55 年 4 月頃に、B 出張所で国民年金の加入手続を行い、それ以降、約 1 年間、現年度分の国民年金保険料と過年度分の保険料を併せて毎月、同出張所の窓口において納付した。」と供述している。

しかしながら、A 市は、「申立期間当時、現年度分の国民年金保険料については、3 か月単位で市役所及び出張所の窓口において納付が可能であったが、過年度分の保険料については、窓口での納付はできず、金融機関及び郵便局における取扱いであった。なお、B 出張所には、金融機関の支店は無かった。」と回答していることから、申立期間当時、申立人は、現年度分と過年度分のそれぞれ 1 か月分の国民年金保険料を、一緒に当該出張所の窓口において納付することができなかったものと考えられる。

また、当委員会において、オンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東（茨城）国民年金 事案 5310

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月から50年12月までの期間及び51年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年8月から50年12月まで
② 昭和51年3月

申立期間①及び②について、私は昭和47年9月*日に結婚し、同年11月の始め頃に、A市役所に婚姻届を提出した。その際に、同市役所の人から国民年金に加入しているかを尋ねられ、加入していなかったため、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料の納付は妻が行っており、もらった領収証書は妻が自分と私のそれぞれの国民年金手帳に貼って保管していた。私の国民年金手帳は、平成7年頃、社会保険事務所（当時）の人から国民年金と厚生年金保険の手帳が一つになったことを聞き、再交付された年金手帳のみを保管し、申立期間①及び②の領収証書を貼っていた国民年金手帳はもう必要が無いと思った妻が捨ててしまった。

妻が国民年金保険料を納付した期間については、私の保険料も納付しているはずなので、申立期間①及び②の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和47年11月頃、A市役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、その後はその妻が夫婦二人分の国民年金保険料と一緒に納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和51年5月頃にB県C市で払い出されたと推認される上、申立人の妻の国民年金被保険者台帳（旧台帳）には、同年同月7日に同市に転居した記載が見られることから、この日以降に同市において申立人の国民年金の加入

手続が行われたと考えられ、その時点までは、申立期間①は国民年金の加入手続前の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立人は夫婦一緒にA市で国民年金に加入したと申述し、妻の国民年金手帳記号番号は昭和47年10月頃にA市で払い出されていることから、A市の国民年金手帳記号番号払出簿により、妻の手帳記号番号（*）を含む*から*までを検索したが、申立人の氏名は見当たらず、国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人の国民年金手帳記号番号は上記1の申立期間①と同じく、国民年金の加入手続時点までは、国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立人の妻の申立期間②の国民年金保険料はD県E市役所「F出張所」で昭和51年5月4日に納付されていることが、妻が所持する領収証書により確認できるが、上述のとおり、申立人の国民年金の加入手続は、その後転居したB県C市で行われたと考えられ、転居前のD県E市において、申立人に保険料の納付書が発行されることは考え難いことから、申立人の妻が申立期間②の保険料を納付した日に申立人の申立期間②の保険料を納付することはできない。

3 申立期間①及び②について、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年3月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年3月から50年9月まで

申立期間について、昭和48年4月にA市役所で婚姻の届出を行った際に、夫に国民年金に加入することを勧められ同市役所で国民年金の加入手続を行い、その場で国民年金手帳を受け取った。その後は、夫婦二人分の国民年金保険料を私が毎月A市のB郵便局で納付した。一緒に納付した夫は納付済みとなっている。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、昭和48年4月頃に、A市役所で国民年金の加入手続を行い、その後は、申立人が夫婦二人分の国民年金保険料を毎月A市のB郵便局で納付したとしている。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和50年10月頃にC市で払い出されたと推認され、48年4月の婚姻の際に国民年金の加入手続を行ったとする申立内容と相違しており、50年10月の払出時点では、申立期間の一部の期間については、時効により国民年金保険料を納付できない上、申立人は国民年金に加入した当初に3か月ほどの保険料をまとめて納付した記憶はあるが、それ以外にまとめて保険料を納付した記憶は無いと申述している。

また、申立人は加入手続後の国民年金保険料は、A市のB郵便局で夫婦一緒に納付したと申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は上記のとおり、昭和50年10月のA市からC市への転居と同時期にC市で払い出されており、当該転居までは申立人は国民年金に未加入であり、申立人の主張するように国民年金保険料を毎月納付することはできなかった

と考えられる。

さらに、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東（茨城）国民年金 事案 5312（茨城国民年金事案 191 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から48年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から48年8月まで

私は、昭和40年頃に、A市役所から国民年金に加入するようにとの通知が届き、同市役所B支所で加入手続を行った。加入当初の国民年金保険料は国民年金手帳で納め、その後2、3回納付書で納付した後は、B地区のC納税組合を通じて納付していた。同市内のD地区に転居した後も、D地区の納税組合を通じて納付してきた。前回の申立てについては、納付していたと認められなかったが、43年当時のC納税組合での旅行の写真が見付かり、当時納税組合に加入して、毎月税金と国民年金保険料をまとめて納付していた記憶があるため、再度審議を行ってほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る当初の申立てについて、申立人は、昭和48年9月18日に国民年金に任意加入しており、申立期間は当該任意加入前の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間であったこと、申立人が所持する国民年金手帳の資格記録においても申立期間に加入した形跡は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえないなどの理由から、既に年金記録確認茨城地方第三者委員会（当時）の決定に基づく平成20年5月27日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す新たな資料として、当時加入していた納税組合の旅行時のものとする写真を提出し、当該納税組合を通じて保険料を納付していたと説明しているが、申立人が申立期間を通じて居住しているA市は、納税組合を通じて保険料を

納付できるようになったのは、申立期間後の昭和 49 年 4 月 1 日に「A 市国民年金保険料納入奨励規則」が制定されてからであるとしており、申立期間当時に納税組合を通じて保険料を納付することはできないなど、当該写真が年金記録確認茨城地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東（埼玉）国民年金 事案 5313

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から 53 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から 53 年 12 月まで

私は、昭和 51 年 1 月に就職したが、その会社が厚生年金保険に加入していなかったため、同年 4 月に A 市役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、数か月ごとに金融機関で納付書により納付していた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 51 年 1 月に会社へ就職したが、その会社が厚生年金保険に加入していなかったため、同年 4 月に A 市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の納付については、数か月ごとに金融機関で納付書により納付していた。」と申述しているが、申立人からは保険料納付額等の具体的証言が得られず、加入手続及び保険料の納付に関する記憶が明確ではないため、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 54 年 2 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち 51 年 4 月から同年 12 月までは時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、52 年 1 月から 53 年 12 月までは遡って保険料を納付できる期間であるが、上記のとおり申立人の保険料の納付状況は不明である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東（新潟）国民年金 事案 5314

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年5月から48年12月までの期間及び49年5月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年5月から48年12月まで
② 昭和49年5月から53年3月まで

私が20歳になった昭和43年*月頃、母が、町内会長から「学生でも国民年金に入ってください。」と言われたため、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料についても母が納付していたはずである。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和43年*月頃、その母が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれたはずであると申述しているが、その母は既に亡くなっており、申立人自身は加入手続及び保険料納付に直接関与していないため、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和53年10月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間①及び申立期間②のうち49年5月から51年6月までは、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、51年7月から53年3月までは、遡って納付できる期間であるが、上記のとおり申立人の保険料納付状況は不明である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立期間①は68か月、申立期間②は47か月と長期間であり、行政においてこれほど長期間にわたり記録管理に誤りが続いたとは考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年2月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月から54年3月まで

私が昭和49年2月に会社を退職し、実家のA店で働き始めた時、私か母が、B市役所で私の国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料の納付については、当時、自治会の人が集金に来た時に、両親のどちらかが家族全員分の保険料を定期的に納付していたはずであり、私だけ未納ということは考えられない。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和49年2月に会社を退職し、実家のA店で働き始めた時、私か母が、B市役所で私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の納付については、当時、自治会の人が集金に来た時に、両親のどちらかが家族全員分の保険料を定期的に納付していたはずである。」と申述しているが、申立人から加入手続に関し具体的な申述が得られない上、その母は高齢のため証言を得られず、その父も既に亡くなっているため、加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和54年2月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち49年2月から51年12月までは、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、52年1月から54年3月までは、納付できる期間であるが、上記のとおり申立人の保険料納付状況は不明である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立期間は62か月と長期間であり、行政においてこれほど長

期間にわたり記録管理に誤りが続いたとは考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 7 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 7 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 55 年に会社を退職後、A 市役所で国民年金に任意加入する手続を行い、61 年 4 月に第 3 号被保険者となるまでの間、信用金庫等で毎月、国民年金保険料を納付していた。

申立期間が国民年金の未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 55 年頃に会社を退職後、A 市役所で国民年金に任意加入する手続を行い、61 年 4 月に第 3 号被保険者となるまでの間、信用金庫等で毎月、国民年金保険料を納付していた。」と申述しているが、申立人の所持する年金手帳の「被保険者でなくなった日」欄には「58 年 6 月 30 日」と記載されており、A 市の国民年金被保険者名簿の「喪失年月日」欄に、「58.7.1」と任意加入被保険者資格を喪失したことが記載されていることから、申立人自身が任意加入被保険者の資格喪失の届出を行っていた状況がうかがえる。

なお、上記のとおり、申立人の所持する年金手帳と A 市の国民年金被保険者名簿の国民年金被保険者の資格喪失日の記載に齟齬^{そご}が見られることについて、日本年金機構 B 事務センターは、「A 市の国民年金被保険者名簿では、申立人の任意加入の資格喪失日が昭和 58 年 7 月 1 日となっていることから、本来は、年金手帳の被保険者でなくなった日も 58 年 7 月 1 日と記載すべきところを 58 年 6 月 30 日と誤って記載したものと考えられる。」と回答している。

また、A 市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立

期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東（埼玉）国民年金 事案 5322

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年10月から59年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和19年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和58年10月から59年8月まで
私の国民年金納付記録は申立期間が未加入期間となっているが、昭和58年10月に会社を退職した後、私自身がA区役所で私の国民年金の加入手続きを行い、B郵便局に納付書を持参して保険料を納付したので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年10月に会社を退職した後、申立人自身がA区役所で国民年金の加入手続きを行い、B郵便局に納付書を持参して保険料を納付したと申述しているが、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料納付に関する記憶が明確でなく、これらの状況は不明である。

また、オンライン記録によると、申立人は、昭和54年2月10日に国民年金被保険者資格を喪失し、平成8年8月31日に再取得していることが確認できる上、申立人が以前居住していたC区の年度別納付状況リストにおいても昭和54年2月10日の資格喪失日が確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

さらに、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年5月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月から46年3月まで

私は、高校卒業後、5年間A地区で学生生活を送っていた。詳しくは分からないが、父が私の国民年金の加入手続をしてくれた。夏休みに実家に帰った際、父から国民年金の納入通知が来ているので保険料を代わって納めておくと言われたことを覚えている。

申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、高校卒業後、5年間A地区で学生生活を送っていた。詳しくは分からないが、父が私の国民年金の加入手続をしてくれた。夏休みに実家に帰った際、父から国民年金の納入通知が来ているので保険料を代わって納めておくと言われたことを覚えている。」と申述しているが、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとするその父は既に亡くなっており、申立人自身は加入手続及び保険料納付に直接関与していないため、これらの状況が不明である。

また、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東（埼玉）国民年金 事案 5324（埼玉国民年金事案 775 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 10 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 10 月から 51 年 3 月まで

私は、20 歳到達時に自分で A 町役場（現在は、B 市役所）に行き、国民年金の加入手続を行い国民年金保険料の納付を開始したと思っていた。しかし、今回、私は、申立期間の国民年金保険料を遡って納付したことを思い出したので、加入手続は 20 歳到達時ではない。

私は、出産（昭和 * 年 * 月）後に子供を抱いて国民年金の加入手続を行い、申立期間に係る国民年金保険料については遡って納付したので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

1 申立期間に係る申立てについては、申立人は、20 歳到達時に自分で A 町役場に行き、国民年金の加入手続を行い国民年金保険料の納付を開始したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号払出日は昭和 51 年 10 月であり、この時点では申立期間の一部は時効により納付できない上、別の手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがえないことなどから、既に年金記録確認埼玉地方第三者委員会（当時）の決定に基づく平成 20 年 9 月 26 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

2 今回、申立人は、国民年金の加入手続については、前回の申立て時に申述した 20 歳到達時（昭和 * 年 * 月）ではなく、申立人の第一子出産（昭和 * 年 * 月）後であるとし、申立期間に係る国民年金保険料につ

いては、「遡って納付した。」として申立内容を変更しているところ、その申立内容は、上記1に記載されている年金記録確認埼玉地方第三者委員会の通知内容（申立人の国民年金手帳記号番号払出日が昭和51年10月である旨など）後に変更したものであり、年金記録確認関東地方第三者委員会において、その変更理由を申立人に聴取したところ、申立人は「記憶が徐々に戻ってきたからである。」としており、具体的な回答を得ることができなかった。

また、上記の国民年金手帳記号番号払出日とされる昭和51年10月の時点では、申立期間のうち48年10月から49年6月までの期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、同年7月から51年3月までの期間は遡って保険料を納付できる期間（保険料額は2万1,900円）であるが、申立人は遡って納付したとする金額についての記憶が明確ではない上、今回の申立内容以外に、新たな証拠及び証言は無いとしている。

さらに、これまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、年金記録確認埼玉地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東（茨城）厚生年金 事案 8123

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和47年7月14日から同年8月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち昭和47年8月1日から同年9月5日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月14日から同年9月5日まで
A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、昭和47年7月14日から同年9月5日までの期間が厚生年金保険被保険者となっていないが、当該期間においても給与から厚生年金保険料が控除されていたので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している給料支払明細書により、申立人は、申立期間のうち、昭和47年7月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることは確認できる。

しかしながら、被保険者期間を計算する場合には、厚生年金保険法第19条により、月によるものとし、被保険者資格を喪失した月の前月までを算入するとされ、同法第14条により、資格喪失の時期は事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、昭和47年7月を被保険者期間とするには、同年7月31日まで勤務していなければならないところ、給与締切日が20日であったA社において、申立人が同年7月20日まで勤務していたことは上記給料支払明細書により確認できるものの、同年7月21日から同年7月31日まで勤務していたことが確認できる資料は見当たらない上、申立人が同僚照会を希望していないことから、当該期間の勤務実態は不明である。

また、申立期間のうち、昭和 47 年 8 月については、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料控除状況について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

さらに、申立人が所持している給料支払明細書により、申立人は、昭和 47 年 9 月 1 日から同年 9 月 5 日までの期間のうち 4 日間の勤務実績に基づく給与が支払われていることは確認できるものの、当該期間の給与は、同年 7 月までと異なり、日給制により支払われた形跡がうかがえる上、厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

加えて、B 社は、同社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届の控えから、申立人の資格喪失日について、国（厚生労働省）の記録のとおり届け出たことは確認できるものの、申立人の申立期間に係る勤務状況を確認できる資料は保管していないと回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和 47 年 7 月 14 日から同年 8 月 1 日までの期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち昭和 47 年 8 月 1 日から同年 9 月 5 日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 6 月 30 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 45 年 7 月 1 日から同年 8 月 17 日まで

私は、昭和 44 年 1 月 6 日から A 社に移る 45 年 8 月 17 日までの間、B 社（現在は、C 社）で厚生年金保険に加入していたはずである。同社を途中で退職した記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険の加入記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、B 社に勤務していたとする元同僚の供述から、申立人は申立期間も同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、C 社の事業主は、申立てに係る照会について、当時の資料は一切無く不明と回答しており、当時の事業主も亡くなっていることから、申立人の申立期間の勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は同社において、健康保険番号*番で昭和 44 年 1 月 6 日に被保険者資格を取得し、同年 6 月 30 日に資格喪失した後、同年 10 月 1 日に健康保険番号*番で再取得していることが確認でき、当該得喪日は申立人のオンライン記録と一致している。

さらに、申立人が昭和 44 年 6 月 30 日に資格喪失した際の健康保険番号*番の健康保険厚生年金保険被保険者原票には「証返納 44.7.30」と記載されており、申立人が同日に健康保険証を返納したと考えられる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人と同様に、B社を昭和45年7月1日に資格喪失し、同年8月17日にA社の被保険者資格を取得した複数の同僚の供述により、申立人は当該期間に両社のうち、いずれかに勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立人と同様にB社の被保険者資格を昭和45年7月1日に資格喪失し、同年8月17日にA社の被保険者資格を取得した複数の同僚は、同年6月分の同社発行の給与明細書を所持していることから、同月以降は同社に所属していたことがうかがえるが、同年7月分の明細書では、厚生年金保険料の控除は確認できず、当該同僚のうちの一人は、申立人も自身と同じであると思っていると述べている。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は健康保険番号*番の資格を昭和45年7月1日に喪失していることが確認でき、当該喪失日は申立人のオンライン記録と一致しているほか、同原票からは、同社を資格喪失した後に、同年8月17日にA社の被保険者資格を取得した全ての同僚が、申立人の資格喪失日と同日の同年7月1日又は同年8月1日にB社の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、申立人が昭和45年7月1日に資格喪失した際の健康保険番号*番の健康保険厚生年金保険被保険者原票には「証返納 45.7.8」と記載されており、申立人が同日に健康保険証を返納したと考えられる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（茨城）厚生年金 事案 8129（茨城厚生年金事案 1886 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 8 月 1 日から 9 年 2 月 1 日まで

A社に勤務していた期間の標準報酬月額について、あっせんできない旨の通知を平成 24 年 3 月 14 日に年金記録確認茨城地方第三者委員会（当時）から受け取ったが納得がいかない。

当該通知書には、「平成 9 年 3 月 5 日付けで、8 年 8 月 1 日に遡って訂正され、」と書いてあるが、同社では社会保険手続を行う者は私以外におらず、私には標準報酬月額を引き下げる手続を行った心当たりは無い。また、9 年 2 月に会社が厚生年金保険から脱退する手続は私が行ったが、資格喪失日までの厚生年金保険料は納付されていた。

今回の申立てに当たり、当時の健康保険厚生年金保険の資格喪失確認通知書の写しを提出するので、申立期間の標準報酬月額を訂正される前の額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、オンライン記録では、申立人が事業主であったA社は、平成 9 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立人の標準報酬月額は、同日より後の同年 3 月 5 日付けで、申立人の被保険者資格取得日である 8 年 8 月 1 日に遡及して 41 万円から 9 万 2,000 円に訂正されていることが確認できるものの、i) 商業登記簿及び複数の同僚の供述から、申立人が申立期間にA社の代表取締役を務めていたこと、ii) 同社に係る社会保険事務を申立人が担当しており、同社が社会保険から脱退する手続についても申立人が行ったとしていることなどから、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人が申立期間に係る標準報酬月額の減額処理が有効なものではない

と主張することは信義則上許されないとして、平成24年3月14日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は新たな資料として自身の被保険者資格喪失確認通知書の写しを提出しているが、当該通知書の届出日は平成9年2月7日となっているところ、オンライン記録によると申立てに係る標準報酬月額訂正処理は、A社に係る全被保険者の資格喪失処理が行われた日と同日である同年3月5日に行われており、当該通知書が申立人が標準報酬月額の当該遡及訂正処理に関与していないことをうかがわせるものとは認められない。

以上のことから、申立期間について、申立人の主張する内容は、年金記録確認茨城地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、このほかに当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

関東（群馬）厚生年金 事案 8132

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 10 日

A社にB職として勤務していた期間に支給された賞与のうち、平成19年12月10日に支給された賞与の記録が無い。賞与からの保険料控除もあったと思うので、当該賞与が厚生年金保険の記録に反映されるよう、標準賞与の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が加入していたC厚生年金基金から提出された、申立人に係る「異動記録マスタ+賞与異動記録マスタ一覧」により、申立期間において、同社から申立人に賞与が支給されていたことが確認できる。

しかしながら、D市役所E課から提出された申立人に係る「平成20年度住民税の課税状況について（回答）」に記載されている社会保険料控除額は、当該期間に係る雇用保険料のみの金額と一致することから、事業主は、申立期間に係る保険料を当該賞与から控除していないことが推認される。

さらに、申立人と同様B職で、申立人とほぼ同時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚から提出された申立期間に係る賞与支給明細書によると、当該賞与からは雇用保険料のみの控除で厚生年金保険料は控除されていないことが確認できることから、申立人も同様に、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていないことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人は、申立期間についてその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8138

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 8 月から 53 年 3 月まで

申立期間にA社で勤務していたのに、厚生労働省の記録によると、当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録が無い。

確かに勤務しており、給料から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

昭和 49 年 1 月 31 日発行のB商工名鑑によれば、申立人が勤務していたとしているA社は、事業主及び所在地の掲載があり、53 年当時の住宅地図でもその存在が確認できる。

しかしながら、オンライン記録によれば、当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所として見当たらない。

また、C法務局B出張所の回答によれば、当該事業所に係る商業登記簿は見当たらないとしている上、雇用保険の事業所番号照会においても、該当する事業所が無いとしている。

さらに、オンラインの氏名検索で事業主を特定することができないため、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険料の控除及び当該事業所に係る厚生年金保険の適用について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月 16 日から 48 年 1 月 16 日まで
私は、平成 25 年 6 月頃に年金の相談に行き、A社における厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金が支給された記録になっていることを初めて知ったが、受け取った記憶が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和48年6月12日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8142（埼玉厚生年金事案 4067 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 2 月頃から 48 年 10 月 1 日まで
前回の申立てにおいて、A事業所（現在は、B法人）に勤務していた期間の厚生年金保険被保険者記録の訂正は認められないとの通知を受け取ったが、A事業所で、一緒に働いていた同僚の氏名を新たに思い出したこと、また、同僚と一緒に写した当時の写真も見付かったので、再度申立てをする。第三者委員会で再度調査の上、申立期間について記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 複数の同僚は申立人の勤務期間については「不明である。」と供述していること、及び事業主は申立期間に申立人を雇用していたか「不明」と回答しているため、申立人の申立期間における勤務を確認することができないこと、ii) 事業主及び複数の同僚は申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について「不明」と回答しているため、保険料の控除について確認することができないことから、既に年金記録確認埼玉地方第三者委員会（当時）において平成 22 年 9 月 1 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は再申立てに当たって、同僚の氏名を新たに思い出したこと、及び申立期間当時の写真が見付かったので、再度調査の上、記録を訂正してほしいと主張している。

このため、申立人が提出した写真について調査をしたところ、A事業所の別荘で申立人の親族と一緒に写した写真には、「8.73」（1973 年 8 月）と印字されており、申立人の親族は「別荘で写したものに間違いはない。」と供述していることから、申立人は昭和 48 年 8 月にはA事業所に

勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A事業所の玄関前で同僚と写したとする写真からは、撮影した日付は確認できない上、一緒に写っている同僚に当該写真を送り照会したところ、「いつ頃写したのか覚えていない。また、当時私は学校と仕事の両立で毎日が大変であり、申立人を含め他の同僚のことも覚えていない。そのため、申立人がいつからA事業所で勤務していたかも分からない。」と供述していることから、申立人が主張する昭和48年2月からA事業所に勤務していたことについて確認することができない。

また、新たに思い出した同僚6人のうちの1人については、厚生年金保険被保険者原票からは当該同僚の氏名は確認できないことから照会することはできず、あとの4人の同僚については、「申立人のことは覚えていない。」と供述している。（なお、もう一人については、住所が判明せず照会できない。）

さらに、事業所は、「当時の社会保険担当者は現在療養中につき話を聞くことはできないが、引継ぎ時に聞いた話によると、申立期間当時は社会保険に加入させていなかった従業員もいたらしい。どういう場合に加入させていなかったかまでは分からない。」と供述していることから、申立人が記憶している同僚の厚生年金保険被保険者記録を調査したところ、厚生年金保険被保険者原票からは、複数の同僚の氏名が確認できない上、同僚のうちの一人は、「勤務開始から約10か月後に厚生年金保険に加入している。」と供述しているほか、別の同僚は「3か月間の試用期間があり、その間の厚生年金保険料は控除されていないはずである。」と回答していることから、当該事業所では、勤務開始から相当期間経過後に従業員を厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

加えて、申立人がA事業所で勤務を開始した時期について具体的に記憶している同僚は確認できないほか、申立期間における厚生年金保険被保険者記号番号払出簿には、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人から申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料の提出は無く、年金記録確認埼玉地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（新潟）厚生年金 事案 8144

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 9 月 26 日から 49 年 10 月 2 日まで
A 社（又は B 社）に勤務していた期間のうち C 店から D 店に転勤した際の申立期間の年金記録が無い。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人を記憶していた同僚の供述により、申立人は、申立期間の一部について、A 社 D 店（厚生年金保険の適用事業所名称は、A 社 E 店）に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、事業主は、保管していた A 社（C 店）に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」において、申立人の資格喪失日は昭和 45 年 9 月 26 日と記載されている上、申立人が申立期間に同社に勤務していたという記憶や資料が無いことから、同社（C 店）における厚生年金保険の被保険者資格を喪失後の申立期間に係る厚生年金保険料の控除は行っていないはずであると回答している。

また、同僚 17 人に照会を行ったが、上記のほかに、申立人の申立期間に係る具体的な供述は得られず、勤務実態の詳細及び保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人の A 社（C 店）に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及び同社 E 店（D 店）に係る事業所別被保険者名簿の記録はオンライン記録と一致している上、申立期間は 4 年 1 か月と長期間であり、当該被保険者原票等には申立期間を含む数年にわたり標準報酬月額の時決定等が行われたことが記載されており、申立人が厚生年金保険被保険者として同社に在職していれば、複数年にわたり申立人に係る諸届が社会保険事務所（当時）に提出されないこと、又は事業主から提出がなされたが社会保険

事務所においてこれらを処理しないことは考え難い。

なお、申立人はF店に勤務していたこともあると供述していることから、A社（F店）における健康保険厚生年金保険被保険者原票を調査したが、申立人の当該被保険者原票は見当たらない上、申立期間に係る当該被保険者原票の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（新潟）厚生年金 事案 8147

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 8 月 11 日
年金記録を確認したところ、A社において、申立期間に支給された賞与の記録が無かった。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る平成 18 年の賃金台帳（以下「賃金台帳」という。）により同年 8 月 11 日の賞与の支給は確認できるものの、厚生年金保険料の控除は確認できない。

また、申立人から提出されたA社の給与明細書（賞与）（以下「賞与明細書」という。）からも平成 18 年 8 月 11 日の賞与の支給は確認できるものの、厚生年金保険料の控除は確認できない。

さらに、B銀行C支店から提出された申立人に係る「普通預金元帳」により、A社から平成 18 年 8 月 11 日に振り込まれた金額は、賃金台帳の差引支給額及び賞与明細書の差引支給額と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8151

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月1日から32年8月1日まで

A社B支店C課に申立期間勤務し、D商品、E商品、F商品等のG業務を担当した。F商品のG業務は、協力会社のH社（現在は、I社）が一部行っていたため、同社から転籍の話があり移った。A社B支店における厚生年金保険の加入記録が無いので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の仕事内容に関する具体的な申述及び複数の同僚の証言により、期間は特定できないものの、申立人がA社B支店に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人がA社B支店のC課で一緒に勤務していたとする同僚は、事業主が提出した従業員名簿によると、昭和31年1月から同年9月21日までの期間は、日雇及び臨時従業員となっており、当該期間は厚生年金保険の加入記録が無い。

また、申立人は、A社B支店には日雇ではなく正社員として勤務したと申述しているところ、申立人を同社B支店に紹介した支店長及び申立人にH社への移籍の話をした上司は既に死亡し、申立人の雇用形態について確認することができない上、給与計算等の担当者も死亡しているため、厚生年金保険加入の取扱いについて確認することができない。

さらに、A社は、申立人に係る資料は現存しないため、申立人の保険料控除については不明と回答している。

加えて、申立人は、昭和32年7月31日までA社B支店に勤務していたとしているところ、I社は、「申立人のH社への入社は、同年4月10日

である。」と回答している。

また、A社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（長野）厚生年金 事案 8152（長野厚生年金事案 1260 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 9 月 1 日から 55 年 2 月 1 日まで
A 市立 B 保育園（以下「B 保育園」という。）から A 市立 C 保育園（以下「C 保育園」という。）へ異動し、継続して勤務したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録に空白がある。前回の申立てでは認められなかったが、C 保育園の子供と一緒に撮った写真（昭和 54 年 9 月の D 行事及び 55 年 2 月の E 行事）が出てきたので、再度申立てをする。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当初の申立てにおいて、A 市役所から提出された昭和 55 年 3 月の C 保育園卒園写真及び複数の元同僚の証言により、申立人が、当時、C 保育園に勤務していたことは推認できるが、i) 上記の同僚から、申立人の申立期間における C 保育園での継続勤務の実態に関する証言を得ることはできなかったこと、ii) A 市役所の人事担当者は、「申立期間当時の事務取扱規程等は残っていないが、厚生年金保険法の規定に従い手続を行っていたと考えられる。申立人の場合、B 保育園での雇用契約が終了し、C 保育園での雇用契約が厚生年金保険法の被保険者とならないものであったため、加入させていないと考えられる。」と回答していること、iii) 申立期間において、どのような身分の雇用形態で勤務していたか不明なことなどから、既に年金記録確認長野地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成 24 年 9 月 26 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人が、今回提出した C 保育園に勤務した写真について、申立人は、「C 保育園の園長に見せたところ、（写真に写

っている子供を見て)『C保育園の子供の写真だよ。』と言った。」と申述しているところ、C保育園の園長は、申立人の申述のとおりであるものの、写真が具体的にいつのものかは不明である旨回答しており、期間は特定できないものの、申立人が申立期間の一部においてC保育園に勤務していたことがうかがわれる。

しかしながら、C保育園の園長は、申立期間当時の申立人に係る資料は無いと回答しており、厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

このほか、年金記録確認長野地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。